

甲賀市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1 促進計画の区域 甲賀市の区域

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、東に鈴鹿山脈、南に信楽盆地、北は水口丘陵に囲まれ、その間を野洲川、杣川、大戸川が流れるという地形を有している。河川沿いの比較的広い平坦地には稲作を中心とした農地が広がり、中山間部には棚田や細長い谷あいの奥深くまで谷地田が、山の斜面には茶畑など様々な農地が存在し、多様な自然環境と豊かな農村文化が育まれてきた。

近年、高齢化、人口減少及び獣害の深刻化から、特に生産条件が不利な中山間部の農地において耕作放棄が多く発生しており、多面的機能の回復のため放棄地の解消や農地等の維持が重要となっている。

また、「琵琶湖」「淀川」の水源地域であるため、農業者をはじめとした市民全体の「水質保全・環境保全」の意識は高く、食品廃棄物のたい肥化リサイクルなどにも早くから取り組み、農業者も濁水の発生防止や「環境こだわり農産物」の生産にも努めている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第2号に掲げる事業の対象地域で、耕作放棄地の解消と農地・農業用施設の適切な維持管理を図っていくとともに、全域において法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の維持・促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

(1) 実施を推進する区域

法第3条第3項第1号から第3号までの各事業の実施に係る対象農用地

(2) 実施を推進する事業

法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し、市が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業に係る交付金算定の対象となる区域は、農業振興地域内農用地区域とする。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業に係る対象農用地の内、田の緩傾斜農用地の対象を1/50以上とする。